

証券コード 3154



第10期

メディアスホールディングス株式会社

定時株主総会

招集ご通知

開催日時：2019年9月27日（金曜日）午前10時
〈受付開始予定時刻：午前9時〉

開催場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 会議室

議決権行使期限

2019年9月26日（木曜日）午後5時30分

目次	招集ご通知	1
	事業報告	5
	計算書類等	29
	監査報告書	33
	株主総会参考書類	36

本年も株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3154
2019年9月6日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目1番1号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役社長 池谷保彦

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、誠にお手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年9月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年9月27日（金曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 会議室 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | 1. 第10期（自2018年7月1日 至2019年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（自2018年7月1日 至2019年6月30日）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

3 ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト (<https://www.medius.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内



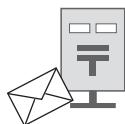
株主総会にご出席いただける場合

開催日時 2019年9月27日（金曜日）午前10時開催（受付開始予定時刻：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様に限るものとさせていただきます。）

また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面にてご行使いただく場合

行使期限 2019年9月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによりご行使いただく場合

行使期限 2019年9月26日（木曜日）午後5時30分まで

ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

複数回にわたりご行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォン等で重複して議決権をご行使された場合も、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

◆ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料並びに通信事業者への通信料金（電話料金等）などが必要となる時がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

《インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問合わせくださいますようお願い申し上げます。

【株主名簿管理人】	日本証券代行株式会社 代理人部
【ウェブサポート専用ダイヤル】	0120-707-743（フリーダイヤル）
【受付時間】	9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される時は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ◆インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
なお、議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いるときを除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

- ◆インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2019年9月26日（木曜日）の午後5時30分までに行われますようお願いいたします。
パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了時まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コード並びにパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

- ◆議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ①パソコンからインターネットにアクセスできること。
 - ②インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft Internet Explorer ver.5.01SP2以降を使用できること。
 - ③ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ④議決権行使サイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になるときは、Adobe Acrobat Reader Ver.4.0以降又はAdobe Reader ver.6.0以降を使用できること。
 - *Microsoft並びにInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国並びにその他の国における登録商標又は商標です。
 - *Adobe Acrobat Reader並びにAdobe Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国並びにその他の国における登録商標又は商標です。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本国内の経済環境は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移しましたが、米国をはじめとする政策の変更、米中貿易摩擦による世界経済の不確実性の高まりにより、先行きの不透明な状況が続きました。

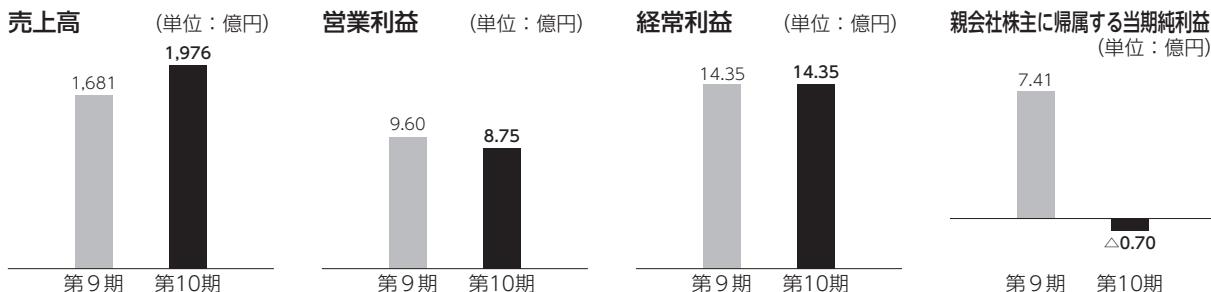
医療業界におきましては、団塊世代が75歳以上となる2025年にかけて、今後、急速な医療・介護ニーズの増加が見込まれることから、より効果的・効率的に医療・介護サービスを提供する体制を構築するため、「地域医療構想の実現」に向けた取り組みが進められております。また一方では、「医師の働き方改革」、「医師偏在の解消」といった施策への取り組みも厚生労働省から打ち出されており、業界全体がその対応を求められております。診療報酬改定や消費増税といった政策による医療機関経営への厳しい影響が見込まれることから、各医療機関は事業環境の変化への対応が引き続き求められております。

当社グループの属する医療機器販売業界におきましては、M&Aや業務提携等による業界再編をはじめとした企業間の競争が勢いを増している中、医療機関の経営改善や効率化に貢献しうる複合的なサービスの提供が求められる状況となっております。このような経営環境の下、当社グループは「地域医療への貢献」を経営理念に掲げ、医療機器の供給をはじめとして、ITによる管理システムや物流の効率化、高度・先進医療技術や医療現場に関する情報提供など医療経営のサポートを推進することで、多様化する医療機関からのニーズに応え、高度で信頼できる医療環境の創造へ貢献することを目標としております。なかでもSPD事業の拡大に注力しており、医療材料(消耗品)の販売を通じて手術室業務支援ソフトウェア「SURGE LANE」や医療材料データベース・医療材料分析サービス「meccul®」、手術室の手術用品管理を目的とした手術室情報管理システム「MORISS」の提案等、医療機関の経営改善に繋がる複合的なサービスの推進に努めました。

このような経営環境の下、当社グループは2018年7月の(株)ミタス、ディーセンス(株)及びヴィッツジャパン(株)との経営統合により、売上高は大幅に増収となりました。一方で、本件経営統合に伴うのれん償却や統合作業に係る費用の計上、及び新規SPD契約の獲得に係る人件費や業務委託費の増加により減益となりました。

なお、(株)ミタスにつきましては、近年の診療報酬改定等の政策動向が北陸地区における大型備品の需要に影響し、業績が当初策定の計画を下回って推移しております。また、ディーセンス(株)についても主力取扱製品の症例数が増加していないことから、業績が当初策定した計画を下回って推移しております。両社の今後の業績動向を勘案して回収可能性を慎重に検討した結果、両社の株式取得時に発生したのれんの未償却残高の全額1,092百万円を減損損失として特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な減益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は197,691百万円(前期比17.6%増)、営業利益は875百万円(同8.9%減)、経常利益は1,435百万円(同0.0%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は70百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益741百万円)となりました。



事業セグメント別の業績の概況

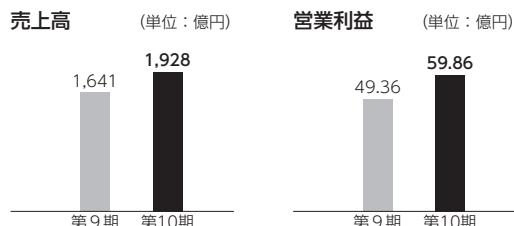
①医療機器販売事業

売上高 1,928億98百万円

(前期比17.5%増)

営業利益 59億86百万円

(前期比21.3%増)



医療機器販売事業における消耗品につきましては、経営統合による増収の他、既存エリアにおいて新規に獲得したSPD契約による販売増加もあり売上高は堅調に推移し、利益面につきましてもSPD契約を足掛かりとした販売増加による利益の獲得、販売促進レポート獲得が影響し前期と比較して増加しました。備品につきましては、既存エリアにおいて大型案件の受注が好調に推移したことに加え、経営統合による増収効果もあり、全体として売上高及び売上総利益は前期と比較して増加しました。

この結果、売上高は192,898百万円(前期比17.5%増)、売上総利益は18,224百万円(同17.9%増)、セグメント利益(営業利益)は5,986百万円(同21.3%増)となりました。

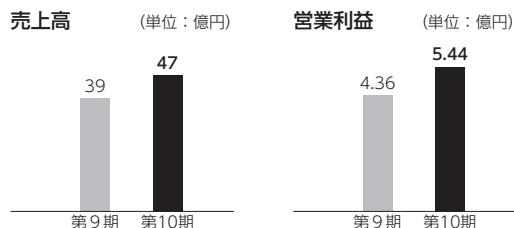
②介護・福祉事業

売上高 47億92百万円

(前期比20.8%増)

営業利益 5億44百万円

(前期比24.7%増)



介護・福祉事業につきましては、既存エリアにおける介護機器のレンタル事業において新規開拓は低調であったものの、備品販売は堅調に推移し、経営統合による増収もあることから、前期と比較して売上高及び売上総利益が増加しました。

この結果、売上高は4,792百万円(前期比20.8%増)、売上総利益は1,888百万円(同14.1%増)、セグメント利益(営業利益)は544百万円(同24.7%増)となりました。

(注) 当社グループのセグメントは、次のとおりであります。

医療機器販売事業……(医療機器販売事業)

国内の医療機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた医療機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設に販売しており、当社グループの基幹となる事業であります。

(医療機器の修理及びメンテナンス事業)

当社グループが病院等医療施設に販売した医療機器の修理及びアフターサービス、病院等医療施設との保守契約に基づく医療機器全般のメンテナンスを行っております。

介護・福祉事業……国内外の介護福祉機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた介護福祉機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設及び介護施設並びに医療機器販売業者、一般個人に販売しております。また、介護福祉機器の一般個人へのレンタルを行っております。

(2) 資金調達状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特筆すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1,270,682千円であります。(うち当社グループで使用する基幹システム等の機能強化を中心とした投資629,462千円)

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、首都圏エリアにおける循環器領域の医療機器販売事業の機能集約を目的に、2018年10月1日付で、当社子会社である株式会社ネットワークに対する子会社管理事業を分割し、当社子会社である株式会社栗原医療器械店に承継させるとともに、株式会社栗原医療器械店は循環器営業部門を株式会社ネットワークに承継させる吸収分割を行いました。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社オズは、2018年7月1日付で、ヴィッツジャパン株式会社の全株式取得後、2018年10月1日付で、株式会社オズを存続会社、ヴィッツジャパン株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(7) 他の会社の株式その他の持分若しくは新株予約権等の取得又は処分の状況

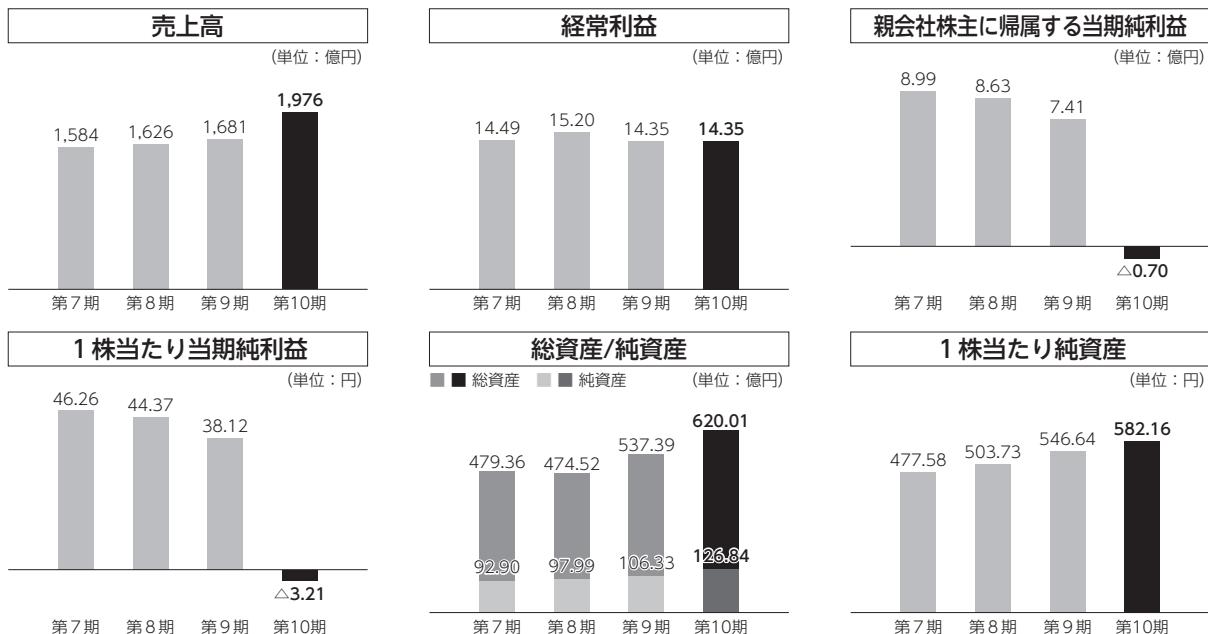
当社は、2018年7月1日付をもって、資本業務提携先である株式会社ミタスの株式を追加取得し、その後、2018年7月2日を効力発生日とした株式交換により、同社を当社の完全子会社といたしました。また、当社は、2018年7月2日を効力発生日とした株式交換により、ディースンス株式会社を当社の完全子会社といたしました。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第7期 2016年6月期	第8期 2017年6月期	第9期 2018年6月期	第10期 (当連結会計年度) 2019年6月期
売 上 高 (千円)	158,400,395	162,654,100	168,135,875	197,691,482
経 常 利 益 (千円)	1,449,437	1,520,986	1,435,808	1,435,445
親会社株主に帰属 する当期純利益又 は純損失(△) (千円)	899,912	863,221	741,715	△70,096
1株当たり当期 純利益又は純損失 (△) (円)	46.26	44.37	38.12	△3.21
総 資 産 (千円)	47,936,988	47,452,699	53,739,060	62,001,758
純 資 産 (千円)	9,290,431	9,799,057	10,633,674	12,684,656
1株当たり 純 資 産 (円)	477.58	503.73	546.64	582.16

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。



(9) 対処すべき課題

政府は高齢化進展による2025年問題を見据え、診療報酬の見直し、病院の機能分化等の医療提供体制の整備を図っており、医療機器販売業界では償還価格の下落や競争激化による利益率の低下という影響を受けています。医療機器メーカーによるリスク低減施策として大手ディーラーへの取引先集約という動きもあることから、中小企業の多い医療機器販売業界においては、企業規模、商圈の拡大を目的とした経営統合の気運が一層高まるものと考えられます。

このような状況の中、当社グループが中長期的な成長を維持して企業価値の最大化を図っていくために取り組むべき課題は次のとおりであります。

① 競争力の強化

当社グループの成長戦略の中核となる地域は、国内最大の市場である東京都を中心とする首都圏です。今までに培ったノウハウと情報ネットワークを活用して、医療機器の販売だけでなく病院物流管理システムの構築や医療材料データベースの提供、医療材料の消費分析、病院経営セミナーの開催等、病院の経営改善に総合的に貢献できる企業として引き続き首都圏の医療機関へ積極的に提案を行い、市場シェアの獲得へつなげるとともに、東海地区・北関東地区・東北地区・北陸地区における体制の更なる盤石化を図る方針です。

また、当社グループは品質管理体制や物流システムを更に強化して、医療機関の皆様が医療機器を安全に、安心してお使いいただけるように取り組んでいく方針です。

② 人財育成

大きな転換期を迎えている医療環境の中で、慣習や経験に囚われることのない自由闊達な社風の醸成と人財の育成を図る方針です。また、グループ横断型の委員会による各部門の強化施策や、ITを活用した情報の共有化やeラーニングによる教育のほか、各職位別の教育プログラムの実施により次世代の経営人財育成にも取り組んでいく方針です。

③ 効率的な経営体質

当社グループは、効率的な経営体質と内部統制の強化を目的として、基幹コンピュータシステムを開発し、グループ事業会社各社に導入いたしました。当該システムにおいて、主要仕入先の購買業務を共通化し、発注及び購買業務、支払業務及び資金管理を共有化し、業務効率及び資金効率の向上を図っています。中核子会社においては導入から数年が経過し、システム及び運用の両側面において成熟しつつありますが、引き続きシステムの改修へ取り組み、モバイル端末の活用も含めた業務環境の更なる整備により営業生産性の向上及び管理業務の効率化を図り、経営判断に有用な情報を適時に提供するための分析機能の向上も実現することで、より付加価値の高いシステム環境の構築を目指していく方針です。

④ M&Aの推進

当社グループは、多様化する医療機関のニーズに応えるために、M&A及びアライアンスを推進していく方針です。各地域に密着した企業と当社グループの融合・連携により、購買・物流・システム運用等においてスケールメリットを活用した効率的な体制を構築し、医療機関の変化に対応した活動に努めてまいります。

(10) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

当社グループは、医療機器の販売及びメンテナンス、介護福祉機器の販売及びレンタルを主な事業として取り組んでおります。

(11) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
協和医科器械株式会社	千円 80,000	% 100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社栗原医療器械店	80,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社ミタス	60,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社秋田医科器械店	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社ジオット	20,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社オズ	20,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社ネットワーク	50,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売
ディーセンス株式会社	30,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社ケアフォース	50,000	100	介護福祉機器の輸入、販売
株式会社メディカルバイオサイエンス	11,000	100	医療機器の修理及びメンテナンス業務
メディアソリューション株式会社	20,000	100	医療用材料管理業務の受託及び医療用材 料の販売 在庫管理ソフトのASPサービス事業
石川医療器株式会社	30,000	100	介護福祉機器の販売及びレンタル

(注) 1. 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(12) 支店及び営業所 (2019年6月30日現在)

- ① 当社 東京都中央区京橋一丁目1番1号
- ② 子会社
- 協和医科器械株式会社
- | | |
|---------|--------------------|
| 本社 | 静岡県静岡市駿河区池田156番地の2 |
| 支店及び営業所 | 神奈川県 2拠点 |
| | 静岡県内 6拠点 |
| | 愛知県内 4拠点 |
| | 山梨県内 1拠点 |
- 株式会社栗原医療器械店
- | | |
|---------|----------------|
| 本社 | 群馬県太田市清原町4番地の6 |
| 支店及び営業所 | 群馬県内 4拠点 |
| | 埼玉県内 4拠点 |
| | 茨城県内 2拠点 |
| | 栃木県内 1拠点 |
| | 東京都内 5拠点 |
| | 千葉県内 2拠点 |
- 株式会社ミタス
- | | |
|----|-------------------|
| 本社 | 福井県福井市問屋町四丁目901番地 |
| 支店 | 福井県内 2拠点 |
| | 石川県内 1拠点 |
| | 富山県内 1拠点 |
- 株式会社秋田医科器械店
- | | |
|-----|---------------------|
| 本社 | 秋田県秋田市仁井田字中谷地130番地2 |
| 営業所 | 秋田県内 3拠点 |
- 株式会社ジオット
- | | |
|-----|------------------|
| 本社 | 福島県郡山市桑野五丁目14番6号 |
| 営業所 | 福島県内 4拠点 |
- 株式会社オズ
- | | |
|-----|----------------------|
| 本社 | 静岡県静岡市駿河区高松二丁目23番39号 |
| 営業所 | 静岡県内 3拠点 |
| | 愛知県内 1拠点 |
- 株式会社ネットワーク
- | | |
|----|-------------------|
| 本社 | 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目21番4号 |
|----|-------------------|
- ディーセンス株式会社
- | | |
|----|-----------------|
| 本社 | 石川県金沢市直江東一丁目6番地 |
| 支店 | 石川県内 1拠点 |
| | 福井県内 1拠点 |
- 株式会社ケアフォース
- | | |
|----|-----------------|
| 本社 | 東京都中央区京橋一丁目1番1号 |
|----|-----------------|

株式会社メディカルバイオサイエンス

本社	群馬県太田市清原町1番地の10	
営業所	群馬県内	1拠点
	埼玉県内	1拠点
	茨城県内	1拠点
	大阪府内	1拠点

メディアソリューション株式会社

本社	東京都千代田区神田須田町一丁目8番4号	
事業部	群馬県内	1拠点

石川医療器株式会社

本社	石川県金沢市直江東一丁目6番地	
----	-----------------	--

(13) 従業員の状況（2019年6月30日現在）

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,759名	244名増	38.0歳	10.7年

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. (株)ミタス、ディーセンス(株)及び石川医療器(株)を子会社化し、(株)オズがヴィッツジャパン(株)を吸収合併したことにより、従業員数が前期から比較して244名増加しております。

(14) 主要な借入先及び借入額（2019年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	千円 1,716,892
株式会社静岡銀行	900,000
株式会社群馬銀行	900,000
静岡県信用農業協同組合連合会	340,600
株式会社埼玉りそな銀行	315,000
株式会社栃木銀行	265,279
株式会社清水銀行	200,000
株式会社中京銀行	200,000
株式会社東邦銀行	140,000
株式会社足利銀行	134,833
株式会社三井住友銀行	125,000
株式会社北陸銀行	92,352
株式会社北都銀行	10,000
株式会社秋田銀行	10,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2019年5月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ジオットの全株式を株式会社シバティンテックに譲渡することを決議し、2019年7月1日付で全株式を譲渡しました。本件譲渡により、株式会社ジオットは当社の連結子会社から除外されることになりました。

詳細につきましては「第10期定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示事項」の18ページをご参照ください。

2. 当社の株式に関する事項 (2019年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
(2) 発行済株式の総数 21,788,791株 (自己株式933株を除く)
(3) 株主数 15,106名
(4) 大株主 (上位10名)

株主の氏名又は名称	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エム・ケー	2,190,000 株	10.05 %
株式会社M's	2,188,722	10.05
株式会社イケヤ	1,920,000	8.81
メディアスホールディングス従業員持株会	1,196,504	5.49
梅澤 悟	454,300	2.09
栗原医療従業員持株会	425,500	1.95
池谷 保彦	424,604	1.95
野田 了子	396,900	1.82
アルフレッサホールディングス株式会社	382,800	1.76
永田 幸夫	361,260	1.66

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2018年7月2日付で行った株式会社ミタス及びディーセンス株式会社を完全子会社化する簡易株式交換に際し、新たに普通株式を発行したため、発行済株式総数が2,336,188株増加、資本準備金が2,184,335千円増加しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(2019年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池 谷 保 彦	当社社長執行役員 協和医科器械株式会社取締役 株式会社栗原医療器械店取締役 株式会社オズ取締役 株式会社エヌエイチエス静岡取締役 メディアソリューション株式会社取締役 株式会社イケヤ代表取締役社長 株式会社ケアフォース取締役 株式会社ミタス取締役 株式会社ネットワーク取締役
取 締 役	宮 地 修 平	当社常務執行役員コーポレート統括本部長 株式会社ミタス代表取締役社長 株式会社Focal Trust代表取締役社長 株式会社M's 取締役 メディアソリューション株式会社取締役 ディーセンス株式会社取締役
取 締 役	芥 川 浩 之	当社常務執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 株式会社ケアフォース取締役
取 締 役	栗 原 勝	当社専務執行役員 株式会社栗原医療器械店代表取締役社長 株式会社メディカルバイオサイエンス取締役 株式会社エム・ケー取締役 株式会社ネットワーク取締役 ディーセンス株式会社取締役
取 締 役	柴 田 英 治	当社専務執行役員 協和医科器械株式会社代表取締役社長 株式会社オズ取締役
取締役（社外取締役）	遠 山 峰 輝	株式会社メディカルクリエイト代表取締役社長
取締役（社外取締役）	信 友 浩 一	株式会社信友ムラ事務所代表取締役 一般社団法人アンマ理事
取締役（社外取締役）	越 後 純 子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	小 林 勝 美	メディアソリューション株式会社監査役 認定特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構監事
常 勤 監 査 役	山 口 光 夫	株式会社ジオット監査役 株式会社ケアフォース監査役
監査役（社外監査役）	大 澤 恒 夫	弁護士（大澤法律事務所代表） 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授
監査役（社外監査役）	武 内 秀 明	弁護士（武内法律事務所代表） 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役
監査役（社外監査役）	寺 井 宏 隆	第二電力株式会社代表取締役会長 株式会社W E B マーケティング総合研究所取締役 日本ソーラーホールディングス株式会社代表取締役
監査役（社外監査役）	桑 原 和 明	税理士（桑原税理士事務所代表）

- (注) 1. 監査役桑原和明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 当社は、遠山峰輝氏、信友浩一氏、越後純子氏、大澤恒夫氏、武内秀明氏、寺井宏隆氏及び桑原和明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

(社外取締役)

氏 名	責任限定契約の内容
遠 山 峰 輝	会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
信 友 浩 一	
越 後 純 子	

(監査役)

氏 名	責任限定契約の内容
小 林 勝 美	会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
山 口 光 夫	
大 澤 恒 夫	
武 内 秀 明	
寺 井 宏 隆	
桑 原 和 明	

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	取締役 (社外取締役)		監査役 (社外監査役)		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
報酬等	8名 (3名)	114,902千円 (15,000千円)	6名 (4名)	54,120千円 (19,200千円)	14名 (7名)	169,022千円 (34,200千円)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役8名、監査役6名であります。
2. 取締役(社外役員を除く)の報酬等の額には、当事業年度(第10期)に費用計上した業績連動報酬として2,732千円が含まれております。

② 役員の報酬等の決定方針の内容及び決定方法

取締役(社外取締役を除く)の報酬には、職務執行の対価として株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で月次定額として支払われる「固定報酬」及び2018年9月27日開催の第9期定時株主総会で承認された継続勤務発行型株式報酬並びに業績連動発行型株式報酬による「業績連動報酬」から構成されます。

当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役及び代表取締役社長、人事担当取締役より構成される「取締役報酬案策定会議」を設置しております。同会議は、当社及び当社グループの各取締役の報酬の水準及び指標等について検討し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性を検証しております。監査役の報酬については、監査役の協議に基づき個別報酬を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等の兼職の状況

地 位	氏 名	兼職先及び兼職内容
社 外 取 締 役	遠 山 峰 輝	株式会社メディカルフリエイト代表取締役社長
社 外 取 締 役	信 友 浩 一	株式会社信友ムラ事務所代表取締役 一般社団法人アンマ理事
社 外 取 締 役	越 後 純 子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授
社 外 監 査 役	大 澤 恒 夫	弁護士(大澤法律事務所代表) 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授
社 外 監 査 役	武 内 秀 明	弁護士(武内法律事務所代表) 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役
社 外 監 査 役	寺 井 宏 隆	第二電力株式会社代表取締役会長 株式会社WE Bマーケティング総合研究所取締役 日本ソーラーホールディングス株式会社代表取締役
社 外 監 査 役	桑 原 和 明	税理士(桑原税理士事務所代表)

- (注) 各社外役員の兼職先と当社グループとの間には特別な利害関係はありません。

② 主要な活動状況

地 位	氏 名	主要な活動状況
社 外 取 締 役	遠 山 峰 輝	当事業年度中に開催された取締役会（20回中19回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社 外 取 締 役	信 友 浩 一	当事業年度中に開催された取締役会（20回中19回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社 外 取 締 役	越 後 純 子	当事業年度中に開催された取締役会（20回中20回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社 外 監 査 役	大 澤 恒 夫	当事業年度中に開催された取締役会（20回中20回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	武 内 秀 明	当事業年度中に開催された取締役会（20回中19回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	寺 井 宏 隆	当事業年度中に開催された取締役会（20回中20回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	桑 原 和 明	当事業年度中に開催された取締役会（20回中19回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。

(5) 取締役会の実効性評価結果の概要

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的といたしまして、各取締役・監査役に対してアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題について、取締役会における今後の取組等を検討し、実効性に関する分析・評価を行いました。

その結果、当社の取締役会の規模、運営状況等について、経営上の重要な意思決定及び業務執行体制は適切に構築されており、取締役会の実効性は概ね確保されているという評価結果となりました。一方で、取締役会の監督機能の一層の強化のため、中長期的な経営課題に関する議論及び取締役会で審議された課題の取り組み状況のモニタリングを継続して実施することが必要であることを認識しました。また、社外役員間の情報共有や経営課題への理解を深めるための会合の設置により、社外役員と常勤取締役の情報共有及び取締役会における審議の質の向上に努める方針といたしました。

当社は、本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

② 報酬等の額 47,000千円

③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 67,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に関する助言・指導業務、業務効率化・労務管理体制構築支援業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理及び監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会にその旨を通知するものとし、当社取締役会はかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 有限責任監査法人トーマツの本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、有限責任監査法人トーマツに悪意又は重大な過失があった場合を除き、1,000万円又は有限責任監査法人トーマツの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 有限責任監査法人トーマツの行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに有限責任監査法人トーマツに結果を通知するものとする。

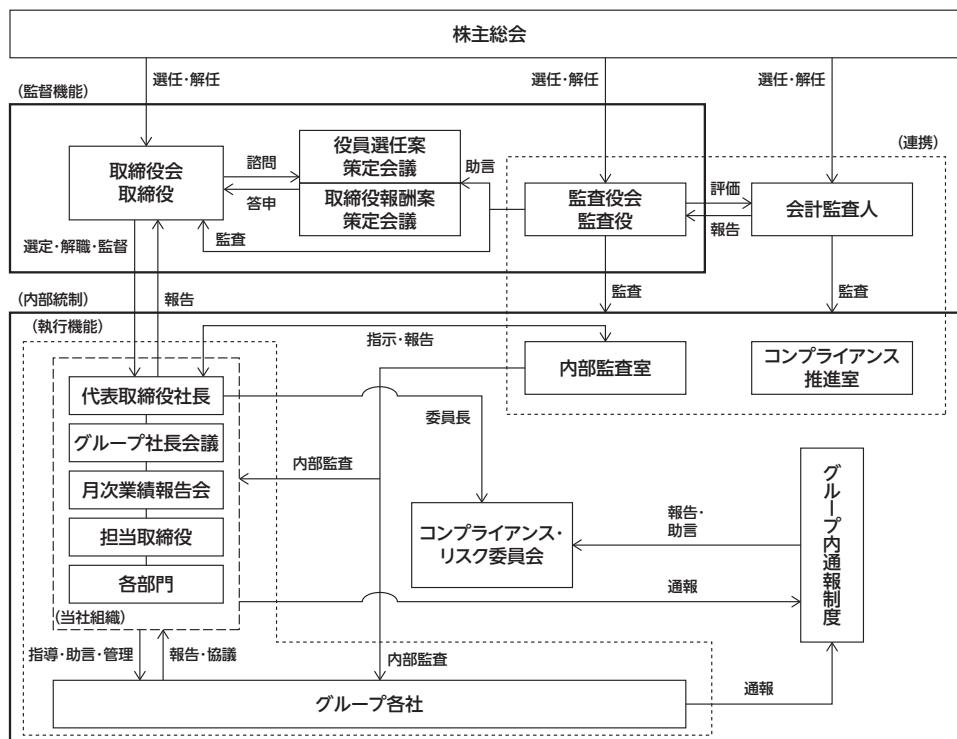
5. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「地域医療への貢献」という経営理念のもと、企業価値の最大化を目指す観点から経営判断の基準を「利潤の追求」と「社会的責任」に置いております。

企業は株主のものであり、取締役は株主の経営執行の代行者であるということを基本としつつ、企業は社会のすべてのステークホルダーの支持を得てこそ、その価値を向上できると考えております。そのため当社では、効率的かつ健全で透明性を確保した企業経営が重要であると考えており、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の定めるところにより、コーポレート・ガバナンスの徹底に努めてまいります。当社経営における意思決定・監督、業務執行及び監査に関するコーポレート・ガバナンスの体制は次図のとおりであります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要



メディアスホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン
<https://www.medius.co.jp/assets/2017/09/cgGuideline.pdf>

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

(1) 当社及び各子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び各子会社の取締役及び使用人を対象に、行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、コンプライアンスガイドラインを制定し、法令、定款、社内規程、社会通念及び企業理念等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、当社及び各子会社から成る当社グループ全体の理解を深め、当社グループにおけるコンプライアンスを確保するための体制を構築する。その一環として、当社に、当社グループの取締役（社外取締役を除く。）及び使用人を対象としたコンプライアンス等に関するeラーニング等による社内研修制度を構築し、実施する。
- ② 当社グループにおけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制を推進するために、当社に、当社の代表取締役を委員長とし、当社の取締役及び監査役、各子会社の代表取締役社長を委員とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④ 当社及び各子会社の取締役は、社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等に参加し、理解を高める。
- ⑤ 当社グループにおけるコンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」を設置するとともに、当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑥ 当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした対応で、徹底的にこれを排除し、また付け入る余地を与えないよう配慮する旨を基本方針とする。当社グループにおける反社会的勢力排除体制としては、対応マニュアル等を制定し、所管部署を定め運用を行う。また、取引先との間で締結する「取引基本契約書」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を織込む。
なお、所轄警察署や特殊暴力防止対策連合会等外部機関と連携し、不当要求防止責任者を選出・配置し、問題発生時には顧問弁護士を通じた社内体制を構築する。
- ⑦ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社グループの使用人の職務執行の適正性を確保する。
- ⑧ 当社の監査役と内部監査室は、毎月連絡会を開催し連携をとり、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 取締役会等の議事録や稟議書等、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ② 当社の取締役及び監査役は、取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び各子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス、災害・環境・情報セキュリティ等に係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとに当社及び各子会社の各部門が、それぞれ規程及びマニュアル等に従い、当社及び各子会社の使用人に対する教育・指導を行うものとする。
- ② 大地震等の大規模災害発生時における対策として、当社グループにおいてグループ横断的な「大規模災害BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員、来訪者等の安全、重要業務の継続等を確保するための体制を構築する。
- ③ 当社グループ全体のリスクの認識・リスクの発生の未然防止等の検討をコンプライアンス・リスク委員会にて行う。
- ④ コンプライアンス・リスク委員会にて、リスクマネジメント上重要な課題を審議するとともに、当社及び各子会社が連携をとりながら、グループ横断的見地から、リスク管理体制を整備する。
- ⑤ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて、当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

(4) 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社においては取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催するものとし、各子会社においてはその規模等に応じて、定期的に取締役会を開催し、必要に応じて臨時にこれを開催する体制を構築させる。
- ② 当社における組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図り、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。
- ③ その他社内規程を整備することにより、当社及び各子会社の取締役の職務の効率的な執行を確保する。

(5) 各子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社において「関係会社管理規程」を定め、子会社に対する管理を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要な事項等について事前に報告を受け、当社及び各子会社において事前協議を行う。
- ② 当社の子会社管理部門は、各子会社における次の事項について、当該会社より遅滞なく報告を受ける。
 - a. 法令、定款に違反する又はそのおそれがある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項
 - b. 会社に著しく損害を及ぼすおそれがある事項
 - c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項
- ③ グループを横断した会議体を開催し、営業、物流管理、情報システム、財務・経理、人事その他の経営事項についてグループ横断的な見地から、報告及び検討を行う。
- ④ 必要に応じて各子会社の代表取締役は当社取締役会への出席を求め、その職務の執行状況の報告を受ける。

(6) その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

上記(1)から(5)に掲げるもののほか、下記事項についての体制を構築する。

- ① 当社の子会社管理部門において子会社の指導、育成を推進して、企業集団としての業務の適正性を確保する。
- ② 当社が、各子会社の管理部門における業務の一部を支援し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
- ③ 当社の内部監査室は、取締役会が承認した内部統制評価基本計画書に基づき、当社及び各子会社に対する監査を実施し、その結果を当社の代表取締役及び監査役会に報告する。
- ④ 子会社に対し、必要に応じて当社の規程・マニュアル等を提供するとともに管理・監督し、また必要に応じて教育研修を行う。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループの内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告は極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
- ② 財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、グループ全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。
- ③ 財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部監査室によって評価する。

(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフ等の監査役を補助する使用人を置く。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
- ② 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他使用人は、監査役を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。
- ③ 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

(9) 当社及び各子会社の取締役及び使用人並びに各子会社の監査役が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク委員会のほか重要な会議に出席し、業務執行状況並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の報告を受ける。
- ② 前記の重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等について、当社の監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。
- ③ 当社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、当社の監査役へ報告するものとし、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。
 - a. 法令、定款に違反する又はそのおそれがある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項
 - b. 会社に著しく損害を及ぼすおそれがある事項
 - c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項
 - d. その他業務遂行上必要と判断した事項
- ④ 当社の内部監査室は、その実施した当社グループにおける内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）を当社の監査役へ報告する。
- ⑤ 当社の取締役及び使用人は、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」にて受けた通報の内容を、当社の監査役へ報告する。
- ⑥ 当社の監査役は、各子会社の監査役と連携し、定期的に又は随時、各子会社の監査役からその監査状況及び各子会社の取締役及び使用人から受けた報告の内容等について報告を受ける。
- ⑦ 当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。

(10) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった費用の請求をしたときは、当該請求が当該監査役の職務執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。

(11) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。
- ② 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。
- ③ 監査役は、当社の会計監査人から会計内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
- ④ 取締役は、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。
- ⑤ 当社の監査役と各子会社の監査役は、互いに連携を図り、定期的に当社グループの監査役連絡会等を開催するなどして、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

(当該体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 業務執行体制

「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当取締役及び各所管部門がそれぞれ分掌された業務をその権限の範囲において執行しております。また、職務の執行の過程で生じる文書その他の情報については、「文書管理規程」、「稟議規程」及び「機密漏洩防止規程」に基づき保存、管理しております。

当事業年度においては、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を計8回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会決議事項とされる重要項目について審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを実施いたしました。

当社の子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画部が窓口となり、各所管部門が子会社の管理部門に対する継続的な情報収集及び指導・支援を行っております。また、毎月開催する月次業績報告会（当社の代表取締役社長その他の常勤取締役及び執行役員並びに各子会社の代表取締役にて構成。）の場にて子会社の業績及び事業計画の進捗状況の報告を求めて審議し、その結果を当社の取締役会へ報告することによって、子会社のモニタリングを実施しております。

また、グループを横断した会議体であるグループ社長会議、その他委員会を当社に設置し、各会議体において営業、物流管理、情報システム、財務・経理、人事、その他経営事項について報告・検討を実施することにより、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(2) コンプライアンス・リスク管理体制、財務報告の信頼性の確保

当社は行動規範として「コンプライアンスガイドライン」(<https://www.medius.co.jp/assets/2017/09/cmpGuideline.pdf>) を策定しており、その継続的な周知徹底のため、社内研修としてグループの取締役（社外取締役を除く）及び使用人を対象に、コンプライアンスガイドラインの読み合せ、その他内部統制・リスク管理に関する基本的知識の習得等の研修を実施しております（全6回）。

代表取締役社長を委員長とし、当社取締役及び監査役並びに各子会社の代表取締役を委員とするコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回開催し、社内通報制度「Kコール」の通報内容を含むコンプライアンス及びリスクに関する事項についての報告・検討を実施しております。

代表取締役社長直轄の内部監査室が、年間内部監査計画（内部統制評価基本計画書及び通常内部監査基本計画書）に基づきグループ各社に対する内部監査を実施し、統制環境、統制活動等の状況についてモニタリングを実施しております。

(3) 反社会的勢力排除への取り組み

所管部署を人事総務部と定め、反社会的勢力排除を目的とした公益社団法人への加入・情報交換を行うほか、お取引先様との契約書などに反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、「反社排除に関するチェックマニュアル」に基づき契約先が反社会的勢力でないことの調査（取引開始時及び半期ごとの定期実施）等を実施しております。

(4) 監査役関連

常勤監査役の監査補助及び監査役会の事務局業務を行う使用人を選任しております（他の業務と兼務）。当該業務については常勤監査役が直接指示を行っております。また当該使用人の人事評価については常勤監査役より同意を得ております。

代表取締役、担当取締役及び各本部長による会議その他の重要な会議については、その開催時期等を通知し、常勤監査役が当該会議に出席する機会を確保しております。また、内部監査の結果その他業務遂行上重要な事項について、漏れなく常勤監査役に対して報告しております。

当事業年度においては、監査役会等の場において、代表取締役社長と監査役はコンプライアンス面や内部統制の整備状況について相互認識を深めるための意見交換を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	52,299,123	流 動 負 債	46,314,243
現金及び預金	6,343,382	支払手形及び買掛金	39,294,762
受取手形及び売掛金	35,817,745	短期借入金	4,339,182
リース投資資産	48,646	未払法人税等	257,483
商品及び製品	8,166,044	賞与引当金	33,729
原材料及び貯蔵品	13,114	その他	2,389,086
その他	1,968,122	固 定 負 債	3,002,858
貸倒引当金	△57,931	長期借入金	1,010,775
固 定 資 産	9,702,635	繰延税金負債	465,997
有形固定資産	3,727,874	退職給付に係る負債	1,084,712
建物及び構築物	1,281,522	資産除去債務	25,648
工具、器具及び備品	176,139	株式報酬引当金	10,931
土地	2,079,973	債務保証損失引当金	109,405
その他	190,239	その他	295,388
無形固定資産	838,672	負債合計	49,317,102
のれん	44,454	純 資 産 の 部	
その他	794,217	株 主 資 本	11,689,399
投資その他の資産	5,136,088	資本金	1,285,270
投資有価証券	3,242,049	資本剰余金	3,307,239
繰延税金資産	478,627	利益剰余金	7,097,316
その他	1,437,987	自己株式	△426
貸倒引当金	△22,577	その他の包括利益累計額	995,256
		その他有価証券評価差額金	1,112,071
		退職給付に係る調整累計額	△116,814
		純資産合計	12,684,656
資産合計	62,001,758	負債純資産合計	62,001,758

連結損益計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		197,691,482
売上原価		177,578,276
売上総利益		20,113,206
販売費及び一般管理費		19,237,888
営業利益		875,317
営業外収益		
受取利息	808	
受取配当金	79,095	
仕入割引	392,336	
受取手数料	102,780	
その他	50,542	625,561
営業外費用		
支払利息	38,608	
債務保証損失引当金繰入額	7,090	
その他	19,734	65,433
経常利益		1,435,445
特別利益		
固定資産売却益	1,617	
投資有価証券売却益	31,230	
段階取得に係る差益	126,310	159,158
特別損失		
固定資産売却損	8,990	
固定資産除却損	1,984	
減損損失	1,135,714	
投資有価証券評価損	4,625	1,151,314
税金等調整前当期純利益		443,289
法人税、住民税及び事業税	568,037	
法人税等調整額	△54,651	513,385
当期純損失		70,096
親会社株主に帰属する当期純損失		70,096

計算書類

貸借対照表 (2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,400,089	流 動 負 債	9,926,453
現金及び預金	319,590	買掛金	3,529,658
売掛金	2,311	短期借入金	5,697,517
原材料及び貯蔵品	1,780	リース債務	11,157
前払費用	25,314	未払金	574,051
立替金	8,875,142	未払費用	29,082
その他	175,949	未払法人税等	26,023
固 定 資 産	8,714,252	前受金	22,570
有形固定資産	118,844	預り金	22,143
建物	11,529	その他	14,250
構築物	6,753	固 定 負 債	1,418,193
工具、器具及び備品	14,871	長期借入金	749,375
土地	71,332	リース債務	1,577
リース資産	14,357	繰延税金負債	302,264
無形固定資産	670,115	退職給付引当金	1,288
ソフトウェア	669,010	債務保証損失引当金	272,284
その他	1,104	株式報酬引当金	10,931
投資その他の資産	7,925,292	資産除去債務	8,729
投資有価証券	1,789,922	その他	71,743
関係会社株式	5,999,870	負債合計	11,344,646
関係会社長期貸付金	320,400	純 資 産 の 部	
長期前払費用	6,338	株 主 資 本	5,869,347
その他	129,161	資本金	1,285,270
貸倒引当金	△320,400	資本剰余金	4,883,442
		資本準備金	2,678,318
		その他資本剰余金	2,205,124
		利益剰余金	△298,939
		利益準備金	91,748
		その他利益剰余金	△390,687
		繰越利益剰余金	△390,687
		自己株式	△426
		評価・換算差額等	900,347
		その他有価証券評価差額金	900,347
		純資産合計	6,769,695
資産合計	18,114,341	負債純資産合計	18,114,341

損益計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
経営管理料	852,041	
業務受託料	554,641	
関係会社受取配当金	575,091	1,981,774
売上原価		
業務受託原価	445,826	445,826
売上総利益		1,535,948
販売費及び一般管理費		1,259,010
営業利益		276,937
営業外収益		
受取利息	1,463	
受取配当金	13,070	
仕入割引	356,017	
その他	19,229	389,781
営業外費用		
支払利息	45,806	
貸倒引当金繰入額	45,000	
債務保証損失引当金繰入額	2,883	
その他	321	94,011
経常利益		572,707
特別損失		
投資有価証券評価損	1,048	
関係会社株式評価損	1,255,392	1,256,440
税引前当期純損失		683,732
法人税、住民税及び事業税	20,184	
法人税等調整額	△90,340	△70,155
当期純損失		613,577

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年8月20日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 宏和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年8月20日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 宏和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月21日

メディアスホールディングス株式会社監査役会	
常勤監査役	小林勝美 ㊟
常勤監査役	山口光夫 ㊟
監査役	大澤恒夫 ㊟
監査役	武内秀明 ㊟
監査役	寺井宏隆 ㊟
監査役	桑原和明 ㊟

【注】 監査役 大澤恒夫、監査役 武内秀明、監査役 寺井宏隆及び監査役 桑原和明は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益配当につきましては、中・長期にわたる安定的な成長を維持するために必要な内部留保を確保しつつ、その成長に応じた成果の配分を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期末におきましては、当社の保有する子会社株式の評価損処理等に起因し、繰越利益剰余金の欠損金を計上することとなりました。これにより、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え欠損を補填するとともに、その他資本剰余金を原資として期末配当を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

1. 剰余金の処分に関する事項

現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を補填するものであります。

(1) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 390,687,754円

(2) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 390,687,754円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額305,043,074円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年9月30日

なお、配当原資については、「その他資本剰余金」とすることを予定しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 池谷保彦 (1954年1月16日)	1976年4月 村中医療器(株)入社 1978年6月 協和医科器械(株)入社 1991年8月 同社取締役営業部長兼浜松支店長 1994年7月 同社常務取締役営業本部長 1995年8月 (株)オズ取締役(現任) 1997年8月 協和医科器械(株)常務取締役東海営業本部長 2000年10月 (株)エヌエイチエス静岡取締役(現任) 2001年9月 協和医科器械(株)代表取締役社長 2009年7月 当社代表取締役社長(現任) 2010年5月 (株)ケー・エス・ピー・ディ(現:メディアソリューション(株))取締役(現任) 2010年7月 (株)栗原医療器械店取締役(現任) 2010年9月 協和医科器械(株)取締役 当社社長執行役員(現任) 2011年9月 協和医科器械(株)取締役会長 2013年2月 (株)イケヤ代表取締役社長(現任) 2014年9月 協和医科器械(株)取締役(現任) 2017年2月 (株)ケアフォース取締役(現任) 2018年6月 (株)ミタス取締役(現任) 2018年9月 (株)ネットワーク取締役(現任)	424,604株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 池谷保彦氏は、当社の代表取締役として経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループ全体の業績向上を牽引しております。コーポレートガバナンスの強化と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p>再任</p> <p>宮地 修平 (1974年2月6日)</p>	<p>1995年3月 福井医療(株) (現：(株)ミタス) 取締役 1998年4月 東芝メディカルシステムズ(株) (現：キヤノンメディカルシステムズ(株)) 入社 2006年5月 福井医療(株) (現：(株)ミタス) 専務取締役 2009年1月 同社代表取締役社長 (現任) 2009年3月 (株)Focal Trust代表取締役社長 (現任) 2014年9月 (株)M's取締役 (現任) 2017年9月 当社取締役 (現任) 当社常務執行役員営業管理統括本部長 2018年9月 当社常務執行役員コーポレート統括本部長 (現任) メディアソリューション(株)取締役 (現任) ディーセンス(株)取締役 (現任)</p>	360,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 宮地修平氏は、当社の重要な子会社である株式会社ミタスにおいて代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			
3	<p>再任</p> <p>芥川 浩之 (1967年8月19日)</p>	<p>1991年4月 臼井国際産業(株)入社 1991年11月 協和医科器械(株)入社 2003年7月 同社経理部長 2009年7月 当社管理本部長兼経理部長 2010年9月 (株)ケー・エス・ピー・ディ (現：メディアソリューション(株)) 取締役 2010年10月 当社執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 2013年5月 (株)秋田医科器械店取締役 2014年9月 当社取締役 (現任) 2015年9月 当社常務執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 2017年9月 (株)ケアフォース取締役 (現任) 2019年7月 当社常務執行役員経営推進本部長 (現任)</p>	36,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 芥川浩之氏は、経営管理部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しております。当社及び当社グループ管理の推進と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p>再任</p> <p>くりばら まさる 栗原 勝 (1970年9月21日)</p>	<p>1990年4月 (株)栗原医療器械店入社</p> <p>1992年4月 ヴィッカーズメディカルインターナショナル入社</p> <p>1994年8月 日本コーリン(株) (現：フクダコーリン(株)) 入社</p> <p>1999年4月 ポストン・サイエンティフィックジャパン(株)入社</p> <p>2001年5月 (株)栗原医療器械店入社</p> <p>2004年8月 同社取締役</p> <p>2009年8月 (株)メディカルバイオサイエンス取締役 (現任)</p> <p>2009年9月 (株)エム・ケー取締役 (現任)</p> <p>2010年9月 当社取締役 (現任)</p> <p>2013年9月 (株)栗原医療器械店専務執行役員</p> <p>2014年9月 (株)ジオット取締役</p> <p>2015年9月 当社常務執行役員営業管理統括本部長</p> <p>2017年9月 当社専務執行役員 (現任)</p> <p>(株)栗原医療器械店代表取締役社長 (現任)</p> <p>(株)ネットワーク取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 ディーセンス(株)取締役 (現任)</p>	102,900株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>栗原勝氏は、当社の重要な子会社である株式会社栗原医療器械店において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			
5	<p>再任</p> <p>しばた えいじ 柴田 英治 (1955年9月24日)</p>	<p>1978年3月 協和医科器械(株)入社</p> <p>2000年7月 同社総務部長</p> <p>2002年7月 同社内部監査室長</p> <p>2007年9月 同社取締役</p> <p>同社常務執行役員経営管理本部長</p> <p>(株)オズ取締役</p> <p>2009年7月 当社取締役</p> <p>2010年9月 協和医科器械(株)副社長執行役員</p> <p>2017年9月 当社取締役専務執行役員 (現任)</p> <p>協和医科器械(株)代表取締役社長 (現任)</p> <p>(株)オズ取締役 (現任)</p>	134,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>柴田英治氏は、当社の重要な子会社である協和医科器械株式会社において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
6	<p>再任</p> <p>越後純子 (1967年10月14日)</p>	<p>1993年 5月 筑波大学附属病院（現：国立大学法人筑波大学附属病院）研修医</p> <p>1996年 9月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（現：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）研究員</p> <p>1998年11月 (株)日立製作所日立総合病院放射線科医員</p> <p>2003年 7月 特定医療法人つくばセントラル病院（現：社会医療法人若竹会つくばセントラル病院）放射線科部長</p> <p>2008年 9月 新司法試験合格</p> <p>2008年11月 新第62期司法修習生</p> <p>2010年 1月 弁護士登録 国立大学法人金沢大学附属病院特任准教授</p> <p>2015年 7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部</p> <p>2015年 9月 当社取締役（現任）</p> <p>2016年 7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長（現任）</p> <p>2018年 8月 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授（現任）</p>	-
<p>【社外取締役候補者として選任した理由】 越後純子氏は、医師及び弁護士であり、医療関連業界における知識と見識を有しているその経歴を通じて幅広い視点からの意見を期待するとともに、その知識と見識を当社の経営に活かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、候補者は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、その高い専門性により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
8	<p>新任</p> <p>ふなやま のりお 船山 範雄 (1957年4月28日)</p>	<p>1981年4月 (株)日本長期信用銀行(現：(株)新生銀行)入行 2005年9月 (株)新生銀行執行役企業戦略部長 2006年11月 同行執行役戦略推進室長 2008年6月 同行常務執行役法人営業統轄本部長 2009年3月 同行常務執行役法人営業統轄本部長兼総合企画部長 2010年6月 同行常務執行役員法人営業統轄本部長 2010年10月 同行常務執行役員大阪支店長 2013年4月 同行常務執行役員大阪支店長兼西日本営業統轄担当 2014年4月 (財)自治体国際化協会常務理事(現任)</p>	-

【社外取締役候補者として選任した理由】
 船山範雄氏は、株式会社新生銀行における長年の企業経営の経験及び実績を有しております。その経歴を通じた幅広い視点からの意見を期待するとともに、候補者の有する豊富な知識と見識を当社の経営に活かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 越後純子氏、工藤浩氏及び船山範雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は現在越後純子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、工藤浩氏及び船山範雄氏の選任が承認された場合は、両氏を同様に独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、越後純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、工藤浩氏及び船山範雄氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考)

1.取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き

取締役候補者の指名については、以下のような基準に従って、社外取締役及び代表取締役社長、人事部門担当取締役で構成される任意の指名委員会において、役員候補者を審議し、取締役会に対して役員候補者の推薦を行い、株主総会付議議案として取締役会で決議し、本総会に提出しています。

- ・職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること。
- ・業務執行役員については、当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有すること。

2.社外取締役の独立性判断基準及び資質について

当社は社外取締役の選任にあたり東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社の利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことのほか、より多様な専門的知識、経験を有した独立社外役員を選任することが取締役会をはじめとした意思決定・監督機関における議論を一層活性化させ、適切な意思決定や監督の実施を担保するものと考えております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林勝美氏及び桑原和明氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 小林勝美 (1953年11月28日)	1977年8月 協和医科器械(株)入社 1993年10月 同社横浜営業所(現横浜支店)長 2003年7月 同社執行役員 同社神奈川営業本部長 2004年7月 同社首都圏営業本部長 2011年9月 当社監査役(現任) メディアソリューション(株)監査役(現任) 2014年7月 認定特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構監事(現任)	59,660株
【監査役候補者として選任した理由】 小林勝美氏は、当社の重要な子会社である協和医科器械株式会社において長年の業務執行の経験及び実績を有しており、2011年より当社監査役に就任し、当社の経営の監査及び監督機能の実効性強化を適切に遂行しております。これらの豊富な経験や知見を当社の監査活動に活かしていることから、引き続き監査役候補者としたものであります。			
2	再任 桑原和明 (1953年9月17日)	1972年4月 関東信越国税局総務部入局 2007年7月 日立税務署長 2008年7月 下館税務署長 2009年7月 関東信越国税局調査査察部調査審理課長 2013年7月 新潟税務署長 2014年8月 税理士登録、桑原税理士事務所代表(現任) 2015年9月 当社監査役(現任)	—
【社外監査役候補者として選任した理由】 桑原和明氏は、国税局任官及び税理士として培われた財務・会計に関する専門的な知見及び豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただきたいために、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、候補者は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、その高い専門性により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 【社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数】 当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 桑原和明氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 監査役との責任限定契約について
当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、小林勝美氏及び桑原和明氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

